

令和5年第2回美郷町議会定例会

議事日程（第4号）

令和5年3月14日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
15番	鈴木良勝君	16番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
税務課長	奥山智佳等君	住民生活課長	木村英彰君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
建設課長	高橋博和君	商工観光交流課長	今野武俊君
農業委員会会長	高橋正尚君	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子君
教育長	福田世喜君	農業委員会 事務局局長	小田長光仁君
教育推進課長	佐々木寿人君	教育推進監	武藤浩紀君
代表監査委員	高橋信雄君	生涯学習課長	大澤修君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長 兼議事班長	佐々木直樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（森元淑雄君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、7名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇村田 薫君

○議長（森元淑雄君） 最初に、2番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（2番 村田 薫君 登壇）

○2番（村田 薫君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

質問事項は、1つ目として、物価高を乗り切る政策は。

質問要旨に入っていきます。

新型コロナウイルス感染症が国内で確認されてから3年が経過しました。この間、様々な対策が行われてきましたが、特に令和4年度においては、対応姿勢がウイズコロナへと変化し、感染症対策とのバランスに配慮しながら経済活動との両立が模索されてきたと感じています。実際、観光の動きも戻りつつあるように見受けられますし、当町においても、3年ぶりのラベンダーまつりや4年ぶりの竹うちなど大きな行事も復活し、まちのにぎわいも戻ってきていると感じます。

一方、コロナ禍の影響によるサプライチェーンの混乱、昨年2月から始まり、今なお続くウク

ライナ侵攻によって、商品の納期の長期化や、エネルギー価格や食料品をはじめとした物価高騰が止まらず、家計にも大きな影響を及ぼしています。

これまで町では、地域振興券による家計支援をはじめ、影響の大きい業種への支援策などを行ってきましたが、現状をどのように認識し、今後どのようにして家計支援、産業の振興を図っていくのか、町長の方針を伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

これまで、産業関連支援として商工業者や農業者に対する各種助成に加え、生活者支援にもなる地域振興券等の交付により、新型コロナウイルスや物価変動等による影響に対して各種支援策を講じてきていることは議員もご認識のとおりです。

こうした支援策を逐次重ねてきているものの、国全体の指標となりますが、現在の企業物価指数や消費者物価指数を踏まえますと、昨年に比べてですが、決して楽ではない状況にあるものと認識しております。

一方、秋田県内の経済動向調査においては、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、サービス業は持ち直しの動きに一服感が見られるものの、製造業では堅調な動きが続いているほか、個人消費は持ち直しが明確化しているとされています。また、農業においては、秋田県産あきたこまちの令和4年産米平均価格が、前年産に比べ60キログラム当たり1,100円ほど高い価格で取引されており、明るい兆しもあるところです。

今後、さらに経済活動は活発化してくるものと見込まれますので、町としてはウィズコロナの認識を基本に、商工業においては、美郷町中小企業振興条例等を踏まえた各種支援を継続するとともに、農業においては、サキホコレの作付支援を図りつつ、圃場整備を含む経営複合化や多角化などを促進する各種支援策を継続してまいりたいと存じます。

生活者支援については、妊娠、出産されたご家庭には、これまでの町の取組に加え、国や県からも応援金や給付金が支給されるとともに、小中学校の児童生徒がいる家庭には、給食食材に対して町が支援することでご家庭の給食費を増嵩させない、令和5年度は支援策を講じてまいりたいと存じます。また、自動車運転免許証を持たない高齢者には、一般タクシーやバスにも利用できる助成券を交付することで支援してまいりたいと存じます。

なお、物価高騰対策については、現在、国が予備費を活用した支援について総理大臣が検討を

指示している旨の報道があることから、産業振興並びに生活者支援については、国の方針が決定した段階で、財源措置の規模や国の支援方針等を踏まえ、迅速に検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○2番（村田 薫君） 質問事項の2つ目です。災害時の弱者支援対策はということです。

質問の要旨に入っていきます。

災害時において援助が必要な障害者など要配慮者に係る個別避難支援計画の作成が努力義務とされたことで、町が障害者の特性に応じた適切な避難計画を、障害者等の避難行動要支援者やその家族、相談支援専門員、民生委員、避難行動を支援する者、自主防災組織、障害者団体などの関係者が参加して作成するとされておりますが、その計画や進捗についてお伺いします。

また、災害時の福祉避難所及び避難所ともなる地域の宿泊施設、小中学校、公民館などのバリアフリー化の推進については、要配慮者が利用しやすいよう、障害者用トイレ、スロープなどの仮設にも努めていただきたいが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

避難行動要支援者名簿登載の対象となる要支援者については、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者等となりますが、町では対象者の個別情報を全て把握することができないため、地域の実情を把握している民生児童委員からも情報提供をもらい、順次名簿を作成・更新してきているところです。本年度は、さらに要介護度4と5の方を調査対象として、在宅の状況及び名簿登載の承諾の確認をしてきております。

避難行動要支援者個別避難計画については、令和3年5月に災害対策基本法の改正により個別避難計画の作成が努力義務となり、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組むこととされており、町としては令和7年度末までの作成完了を目指しております。

自主防災組織等による個別避難計画を作成できる地域については、計画書の更新作業も含め全て地域で実施していますが、取組が進まない地域については、福祉保健課職員が民生児童委員と一緒に対象者を個別訪問して個別避難計画を作成しているところです。

その計画の策定状況ですが、障害者等を含む避難行動要支援者は令和5年3月現在で316人お

り、うち名簿登載同意者299人です。そのうち計画策定済みは180人で、現在、60.2%となっております。

個別避難計画は、計画策定後に施設入所などによって計画が不要になる方や新たに対象となる方がいるため、年度が進むごとに変化するとともに、業務が増加してきている状況ですが、引き続き令和7年度末を目途に取組を推進してまいります。

次に、災害時の避難所についてですが、2月に全戸配布しました新たなハザードマップにて周知しているとおり、一次指定避難所として各地区ふれあい館3施設、二次指定避難所として小中学校や地域のコミュニティーセンターなど34施設、福祉避難所として宿泊交流館ワクアスを指定しております。

そのバリアフリー化についてですが、災害発生時に最初に開設する一次指定避難所の各ふれあい館及び福祉避難所の宿泊交流館には、全ての施設に障害者用トイレを整備済みです。

また、車椅子等で利用するスロープは、中央ふれあい館及び宿泊交流館で設置済みで、北ふれあい館及び南ふれあい館については、令和5年度予算においてスロープ設置に係る関連予算を計上しております。

災害規模や被災状況によっては、二次指定避難所の小中学校、宿泊施設、地域のコミュニティーセンターなどが避難所になることが想定されますが、高齢者などの要配慮者のうち、自力で避難が困難で支援が特に必要とされる避難行動要支援者については、車椅子用スロープや障害者用トイレ等が整備された施設へ誘導するなど、安全に避難できる体制づくりに努めてまいります。

なお、学校においては、全ての学校に車椅子で利用可能なトイレがあるほか、1小学校を除きスロープの設置をしております。その1小学校については、臨時スロープの準備などで対応してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、村田 薫君の一般質問を終わります。

◇長谷川 幸子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、14番、長谷川幸子君の一般質問を許可いたします。長谷川幸子君、登壇願います。

（14番 長谷川幸子君 登壇）

○14番（長谷川幸子君） おはようございます。

通告に従い一般質問させていただきます。

0歳児見守り訪問事業の展開について。

支援が手薄なゼロ歳から2歳の低年齢期に焦点を当て、妊娠時から出産、子育てまで一貫して家庭に寄り添う伴走型相談支援と計10万円相当の経済的支援を一体的に行う出産・子育て応援交付金事業がスタートしています。先日、美郷町出産応援金及び子育て応援金についての通知が届いた方から、本当にありがたいですという喜びの声を頂戴したところでした。

この事業は、市町村が創意工夫を凝らしながら、子育て家庭に寄り添いながら行うものです。先進地の取組の中で、兵庫県明石市では、市の研修を受けた配達員が、毎月おむつや子育て用品をご自宅にお届け、その際、育児の不安や悩みを聞いたり、役立つ情報を伝える、0歳児の見守り訪問（1歳まで）「おむつ定期便」を2020年10月から行っています。

核家族化が進み、地域とのつながりも希薄になる中、孤立感を抱く妊婦、子育て家庭が少なくありません。心身にストレスがかかる状態が続けば虐待につながるおそれもあり、早期支援が必要と考えます。

そこで、本町においても、0歳児見守り訪問事業（1歳まで毎月）を展開してはいかがでしょうか。

また、現場に寄り添う伴走型支援については、人材の育成や確保のための体制整備が必要と考えますが、ご見解をお聞かせください。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご紹介の明石市の0歳児見守り訪問「おむつ定期便」は、生活協同組合に事業を委託し実施しているもので、宅配の女性ドライバーがおむつの宅配時に状況を確認し、その情報を基に市が保健師を派遣したり相談窓口を紹介したりするものですが、美郷町では、節目においてゼロ歳児や保護者の健康状態を含む状況をしっかり把握することを目的に、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問、乳児健診を行っております。

新生児訪問については、母子保健法で定められており、生後28日以内に育児上必要と認められる場合に保健師等が訪問するものですが、美郷町では、第1子の子供と産婦全員、第2子以降の希望する方に対して、出生から28日以内に訪問し、状況確認と指導を実施しております。

また、乳児家庭全戸訪問については、児童福祉法に定められており、全ての乳児と産婦を対象に出生から4か月以内に訪問するものですが、美郷町では2か月以内に全対象者を訪問しており

ます。

1歳未満の乳児健診は法定ではないものの、4か月、7か月、10か月時に乳児健診を行っており、対象となる全ての子供が受診しております。

さらに、希望者や必要と認められる方には、随時、個別の健康相談を行っており、何らかの課題が見られる場合や問題が生ずる可能性がある場合は、地区担当保健師が必要に応じて継続支援を行うとともに、児童虐待等の可能性がある場合は、児童福祉部門と連携し、対処しているところ です。

このほか、民生児童委員協議会でも、協議会の自主事業として、地域の中で子育て家庭が孤立しないよう、赤ちゃんが生まれたご家庭を民生児童委員が訪問するハッピーメッセージ事業を実施しており、子育てに悩む保護者や家庭の情報がある場合、町につないでいただいております。

また、令和5年度には子育て支援アプリの導入を予定しており、子育てに関する情報の発信のほか、オンライン相談機能による育児相談等も可能となることから、今まで以上に切れ目のない支援が可能になるものと考えており、今後もこうした取組で0歳児及びそのご家庭を見守ってまいります。

なお、取組を支える保健師については、過去5年間の退職者2名に対して3名を採用し、令和5年度も1名採用予定です。適切に業務展開していくよう、引き続き職員確保にも意を払ってまいります。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「なし」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○14番（長谷川幸子君） 続きまして、インクルーシブ遊具の設置を。

美郷町第3次総合計画で町では、未就園児の子育て世帯が気軽に利用できる常設の施設（遊び場）や拠点の設置要望が多いことから、おやこフラットプラザ（仮称）の公共施設への整備が検討されています。そこで提案ですが、そのプラザ内の遊び場にインクルーシブ遊具を設置してはいかがでしょうか。

インクルーシブとは「包摂的」「全てを包み込む」という意味があり、多様性が受け入れられているだけでなく、さらにそれぞれの個性が尊重されながら共生していることを表しています。

インクルーシブ遊具とは、体に障害のある子もない子も一緒になって楽しめるように設計された遊具のことです。落下防止の補助器具がついたブランコや車椅子のまま遊べる砂場など、様々な種類があります。年齢や体の大きさ、障害の有無に関係なく、安全で自由に遊ぶことができま

す。

小さい頃からいろいろな人と触れ合い、一緒にいることが当たり前になれば、障害者と健常者を分け隔てないインクルーシブな社会づくりの一步となるのではないかと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

美郷町第3次総合計画において、子供の居場所や子育て相談を行う拠点及び環境を整備する計画としており、令和5年度では整備に向けた構想作成等について取り組むこととしております。

そのため、昨年11月に福祉保健課を中心に庁内の子育て支援施設整備に係る検討チームを立ち上げ、県内外8か所の子供遊戯施設や子育て支援に係る施設等を視察してきており、その中には、障害や家庭環境、国籍などにとらわれないインクルーシブをコンセプトとした施設もあります。その施設では、インクルーシブ遊具のみならず、施設そのものがインクルーシブな考え方の下、建築されており、1人の障害を持つ子供をサポートすることから考えたことが、結果的に全ての子供が使いやすい形になったと担当者から説明を受けております。

現在、保護者や町内の子育て支援施設利用者、障害福祉法人職員、民生児童委員などの関係者で構成した美郷町子育て支援施設設置検討委員会を昨年12月に設置し、各般の検討を進めるとともに、本年2月には、町内の小学校3年生以下の子供を持つ保護者のうち、無作為抽出した300人を対象にアンケートを実施し、施設整備に係るご意見を伺っております。

その結果を踏まえつつ、誰もが安心して利用できる施設環境の考え方に立ち、各般の作業を今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「なし」の声あり）

これで、長谷川幸子君の一般質問を終わります。

◇高橋邦武君

○議長（森元淑雄君） 次に、6番、高橋邦武君の一般質問を許可いたします。高橋邦武君、登壇願います。

（6番 高橋邦武君 登壇）

○6番（高橋邦武君） おはようございます。

通告に基づき、将来の美郷を担う人間の育成について一般質問いたします。

美郷町教育大綱では、教育の基本理念を定めるとともに、学校教育における3つの目指す姿を示しています。人間関係をつくる第一歩となる「あいさつ」、基礎体力を高めるための「走る」、知的活動の土台となる「読書」の3つを重要な内容と捉え、知・徳・体の教育の充実を図り、一人一人の可能性を最大限に伸ばすことを目指しています。

また、上位計画の第3次美郷町総合計画では、次代を担う子供の育成や各種交流の推進などが町の教育の重要な施策となっています。

さらに、人口減少の克服と地方創生の実現に重点を置いた、まち・ひと・しごと創生第2期美郷版総合戦略では、基本目標「魅力ある地域や人をつくる」の中で子供の教育の充実を掲げており、人口減少に歯止めをかける施策の一つとなっています。

将来の美郷を担う人材を育成するためには、第一にキャリア教育の視点を重視したふるさと教育の充実が必要であります。

これまでも、「みさと働き人」の活用や職場体験活動などを通してふるさと教育・キャリア教育を推進しており、このたび学習教材「ふるさと美郷は宝箱」を作成し、その活用を促進することとしていますが、ふるさと教育・キャリア教育の強化に向けてどのような方針で取り組んでいくのかお伺いいたします。

また、昨年12月22日、美郷中学校3年生の総合学習発表会に議員6名が参加しましたが、生徒から動画を使った情報発信に力を入れるべきとの提案がありました。映像化はSNSの時代の要請だと思いますので、例えば町内企業や県内大学を訪問した動画を保存するなど、映像によるアーカイブ化が必要ではないでしょうか。

教育の充実の第二としては、子供の感性・創造力育成や学力向上対策が挙げられます。

一流の芸術を鑑賞する「ほんもの講座」や「自由研究コンテスト」を実施してきていますが、体験活動や様々な人との交流により、表現力やコミュニケーション能力が向上する取組を期待しています。

また、学力・学習状況調査の結果は、県平均に対し、小学生が上回り、中学生が下回っていますが、生徒の課題に対応した取組についてお伺いいたします。

次に、グローバルな視点を持った子供を育成するため、ALTを配置し、英語教育の充実を図るとともに、国際教養大学と交流事業を行っています。

県では、英検3級以上の英語力がある中学校3年生の割合を令和7年度まで60%とする目標にしていますが、英語検定の受験料を町で補助することが必要ではないでしょうか。

さきに述べた美郷中学校3年生総合学習発表会のテーマの一つに国際交流があり、生徒から町をPRする様々な外国語表記のポスター作成やタッチパネル設置に取り組んでいくとの発言がありました。

その前段階として、町とタイ王国との交流事業の経過を取りまとめており、去る1月17日には教育交流協定締結式がありましたが、タイ王国との交流をどのように充実させていくのかお伺いいたします。

最後に、交流の観点から、関係人口の拡大により、新たな人の流れを創出することが求められています。

県では、「秋田の探究型授業」体験や自然体験活動ができる教育留学を県外の小中学生向けに募集し、これまで7市町村で長期留学、短期チャレンジ留学、家族留学を実施しました。参加者のリピート率は高く、移住・定住の促進につながる可能性がありますので、美郷への教育留学を受け入れることについてお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1つ目の子供の教育の充実に関するご質問のふるさと教育・キャリア教育の充実についてですが、各学校では、ふるさと教育とキャリア教育の教育計画をそれぞれ策定し、取り組んできております。そのような各学校の取組を支援するために、町教育委員会ではふるさととの自然や文化に触れる学習活動費を助成する美郷ふるさと活動事業を今年度から行っているところです。

また、令和2年度からは、小学校5年生・6年生と中学生を対象としたふるさと学習教材「ふるさと美郷は宝箱」の作成に取り組んできております。この140ページ余りの本の章立ては、「自然環境」「伝統と文化」「ゆかりの人々」「歴史」「産業」の5つであります。この本は来月に児童生徒に配付される予定ですが、各教科や総合的な学習の時間での活用、家庭学習や夏休み中の自由研究などにおいての活用を大いに期待しているところです。

次に、学校の体験活動などを映像で保存するアーカイブ化についてであります。情報メディア機器の発達により、映像記録保存は様々な可能性が生まれており、今後の調査研究のテーマになるものと認識しております。

次に、児童生徒の表現力やコミュニケーション能力の向上についてであります。各学校ではこのことを重要な課題と捉えており、様々な工夫をして取り組んできているところです。それらを支援する町教育委員会といたしましては、例えばプロの劇団の観劇をする「ほんもの講座」

や、各小学校4年生の宿泊体験活動におけるグループごとの課題解決活動を実施しております。また、3小学校の6年生が集まったの「みさとキッズわくわく交流会」や学校に講師を招いてのコミュニケーション教室なども行っているところです。

次に、学力・学習状況調査結果からの課題に対応した取組についてであります。学力の傾向は児童生徒の実態などにより毎年変化する傾向が見られます。そのような中で大切なことは、学力・学習状況調査実施後に速やかに各学校と町教育委員会において結果の分析を行い、課題が見られる分野を明確にし、補充指導などの具体的な手だてを講じることであります。その観点から各学校では、児童生徒の実態に応じた取組を行っております。また、町教育委員会としましては、町校長会や学校訪問において授業改善の指導や助言を行ってきたほか、各学校に大学教授を招聘して授業研究会を開催するなどに取り組んできたところです。

2つ目の国際教育・交流の推進についてですが、最初に、ご質問の中にありました秋田県の英語教育の目標について説明させていただきます。

秋田県では、英検3級相当以上の英語力を指標としており、その達成状況を見るために、県教育委員会独自に中学2年生と3年生全員に試験を実施して英語力の評価をしております。この結果を基に学校では英語検定の資格取得を促しており、希望する生徒が受験している状況です。

このことを踏まえまして、ご質問の英語検定の受験料を町で補助することについてありますが、民間団体による検定試験は、ご承知のように漢字検定や算数・数学検定などもあります。よって、受験料を町で補助する場合にはそれら全体を見た対応が求められますので、難しいところがあると思っております。

なお、町教育委員会では、令和2年度から小学校で必修となりました英語教育が各校で順調に行われるように、英語の授業を専科教員体制にするとともに、外国語指導助手ALTを2名から3名に増やすなどの支援を行っております。また、小学校から中学校への接続がスムーズに行われることなどによって、中学校英語の向上が図られるよう注力してきたところであります。

次に、タイ王国との交流をどのように充実させていくのかについて述べます。

3年間のブランクを経て実施されます来年度の中学生相互訪問交流で目指すところは、まず、前回の令和元年度相互訪問交流のプログラムを基に充実させることだと認識しております。その令和元年度の主なプログラムは、授業体験やホームステイ、お互いの国の文化や伝統を知る諸活動などでありました。

3つ目のご質問の美郷への教育留学の実施についてですが、今回、そのメリットとデメリットを各学校から聞き取り調査を行いました。そこでは、メリットとして、交流することで学校生活

などの違いや自分たちのよさに気づくことができるなどが挙げられ、デメリットとしては、大きな行事などでの多忙なときには対応が難しいなどが出されました。このような調査結果から、町教育委員会といたしましては、教育留学についての事務的なことと宿泊や通学に関する負担を学校が担わなくてもよければ、学校にとって教育的意義が大きいものと捉えております。

一方、町外からの子育て世帯は、町内の各こども園で実施しています一時保育事業を利用し、保育留学をすることが可能であります。つまり、町外からのリモートワークなどで美郷町に滞在した家族が、こども園で同じ年齢の子供たちと一緒に遊んだり生活したりして子供を過ごさせ、自然豊かな環境の中で子育てをすることができるのです。

以上のようなことを踏まえまして、美郷町への教育留学・保育留学の受入れにつきましては、関係各課と協議し、研究していく必要があると認識しております。

以上であります。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋邦武君の再質問を許可いたします。

○6番（高橋邦武君） 学力・学習状況調査の関係ですけれども、毎年、まず8月に教育委員会の事務事業点検評価というものが出されまして、その中では、優れた取組が多く、成果が上がっているという事業がまず大半でありまして、特に問題ないと思っておりましたけれども、今回の第2期の美郷版総合戦略の実施状況を見まして、美郷中の全国学力・学習状況調査の結果がずっと県平均を下回っているということを知りました。ただ、この全国調査というのは大都市圏の私立中学校が含まれていませんし、過去問の傾向と対策に授業時間を充てているなど、都道府県ランキングというのはあまり意味がないものと思っております。

それよりも、先日、新聞報道されましたけれども、秋田県立大学の藤田直子教授が指導している3つの能力を磨くことに同感いたしました。1つ目は困ったときにどうするかの問題解決能力、2つ目は自分が知る内容をどう分かりやすく説明するかプレゼン能力、3つ目は周りの人間とどのように連携して目的を達成するかコミュニケーション能力、これらは中学生のときから意識して取り組むことが必要になってきていると思います。

福田教育長は今月末で退任されることになりましたが、平成26年4月から9年間にわたり教育行政に大変ご尽力いただきました。特に、キャリア教育の視点を重視したふるさと教育の充実、タイ王国との中学生相互訪問など国際教育・交流の推進、民俗文化財の伝承など芸術・文化活動の強化に手腕を発揮されたと思います。これまでのご功績に対し、感謝と敬意を表すものであります。

教育長には、9年間の教育行政を振り返り、よい点をさらに伸ばすべきもの、課題を克服すべきもの、新たに取り組むべきものについてご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまの再質問にお答えいたします。

最初に、中学生の学力というお話がありましたけれども、学力向上は、1つは直接的に各授業でそれぞれの生徒たちに分かる、理解できる、応用できるというような力をつけていくことがあります。また、テストで評価されるのは見える学力ということになります。そういうことは、1つは直接的な授業改善あるいは取組ということが大事になるわけですが、もう一つは見えにくい学力というのが実はあります。考える力とか先ほどの課題解決能力というのは、トータルとしてテストではなかなかはかれない。コミュニケーション能力もそうであります。プレゼン能力も、いろいろ表現されて評価することはできますが、実はなかなかその辺の本当の力を評価するというのは難しい、見えにくい学力であります。

学力はそういう見える学力の部分と見えにくい学力の部分があって、人間力の土台の部分というのは実はなかなか見えにくい学力の中にあるかもしれない、そういう問題意識は持っております。そういう中で、子供たちがこれからの将来を生きていくためには、様々な困難が今まで以上に予想されます。それを乗り切っていくときの総合的な学力、それは見える学力、見えない学力含めてであります。そういうものをやはり十分考えていく必要があるだろうと、その向上ですね。そういう観点で考えたときに、見える学力の部分は授業改善をやっていくわけですが、見えにくい学力というのは実は、あるいは様々な力が考えられるんですね、今議員がご指摘したような。

そういう中で、私が今、そのいろいろな見えにくい学力の中で焦点化して取り上げて取り組んでいるということで期待しているのが、美郷中学校の教育目標、今年度定めた教育目標であります。それはどういう教育目標かというと、「気づき、考え、行動する生徒の育成」というキャッチフレーズです。教育目標は、実は令和2年度、令和3年度は目指す生徒像ということで掲げてきて、それを格上げして、今年度、学校の教育目標にしました。その前の学校教育目標は「自己の確立に精励する生徒の育成」と非常に大きい概念ですが、ちょっとやはり一般的過ぎるところがあったかもしれない。実は、その「気づき、考え、行動する」というキャッチフレーズは生徒の中でよく話されて根づいている。先生方もよく使われている。ある程度気づくというのは、どういうふうに気づいたかと見える。考えるというのは、自分はこう考えたと表現する中で伝わってくる。行動するのは見えてくる。そういう意味で具体性がある教育目標である。

実はこの気づきというのは、背景には、いわゆる感性の豊かさとか、いろんな知識、技能を知っていることによって気づくということもできる。あるいは、いろんな経験が裏づけされているといろんな気づきができる。そういう意味で非常に大事なポイントだと。

考えるはもう申すまでもないことですね。一つ一つのことに、これはどういうよさがあるか、これはどう活用できるか、これはどんな深い意味があるかと、そういうことでいろいろ考えると。ただ、考えることは、一人一人いろいろ考えているわけですが、外に伝わるにはやはり表現しなければいけない。また、その表現して友達同士で話し合うことが実は考えを深めることでは非常に大事で、それができる学校は非常にいい教育の場である。

そして、行動するですね。幾らいいことを考えていても行動に移せなければ、やはりこれからの時代ではなかなかほかの人たちに貢献する力にならない。この行動する力をどう育てるかという、まずは意欲が大事ですね。行動したい、行動するぞという意欲がなければ。その意欲を高めるには、例えば自分はやればできるというような自信がどこかになければ駄目。あるいは、自己管理能力というのがありますが、自分自身がやはり行動してこういうときにこう動くという、そういう力も実は土台としてなければ駄目と。

ですから、「気づき、考え、行動する生徒の育成」の背景には、実はまた幅広くいろんな力の要素が込められているので、キャッチフレーズとしてはそれを掲げて、そういう生徒にたくましく育っていただければ、美郷の将来を担う子供たちの育成に大いに教育的に力になっていくのではないかというふうなことを現在は考えているところであり、そういう点で、これからこの「気づき、考え、行動する」は中学校だけでなく小学校からキャッチフレーズにしてもいいのではないかと。私、来年度のことは述べられませんが、今の所感としてはそのような側面を考えていることをお話しさせていただきます。どうもご質問ありがとうございました。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、高橋邦武君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、10番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、物価高騰対策について伺います。

深刻な物価高騰に住民の暮らしと営業が脅かされています。農家の方々は、肥料代や飼料代などの高騰によりさらに経営が厳しくなっています。年金暮らしの人などからは、暖房を少しでも節約しようと厚着をして辛抱しているという声を聞きました。また、オール電化住宅世帯などでは、電気料が今までの倍になって本当に大変だ、これ以上上がったらどこを切り詰めたらよいかといった声が出されています。

重要な生活のインフラの一つである電気代の高騰は、食料品をはじめとした物価高騰と相まって一般家庭や事業者に重い負担としてのしかかっています。町では、これまでも国、県の支援策とともに独自の取組も行ってきましたが、新年度においてもより一層の支援策を望むものです。

物価高騰で経営が困難になっている小規模事業者や農家に対して、町独自の支援をより一層進めるべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

また、所得金額にかかわらず、町民一人一人に行き届く町独自の経済支援を行うよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これまで町では、新型コロナウイルス感染症に伴う影響や物価変動に対する影響に対して、産業振興や生活者支援の観点で各般の取組を展開してきたことは議員ご存じのところではあります。その財源については基本的に国の交付金を財源としており、各種施策は国の方針に沿った支援内容として展開してきたところではあります。

ご質問の今後の支援についてですが、今年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけが変更されることから、今後、経済活動は現在よりも活発化してくるものと見込まれます。また、その結果は徐々に広く社会に反映されてくるものと見込んでおります。

そのため、現時点では、商工業については、美郷町中小企業振興条例等を踏まえた各種支援を継続するとともに、農業については、サキホコレの作付支援を図りつつ、町独自である春肥へのかさ上げ支援や、圃場整備を含む経営多角化や経営複合化などを促進する各種支援を継続して展開してまいりたいと考えております。

生活者支援については、妊娠、出産されたご家庭には、これまでの町の支援に加え、今般、国や県からも応援金や給付金が支給されるとともに、小中学校の児童生徒がいるご家庭には、給食食材に対して町が支援することでご家庭の給食費を増嵩させないよう、令和5年度は支援策を講じてまいりたいと存じます。また、自動車運転免許証を持たない高齢者には、一般タクシーやバ

スにも利用できる助成券を交付することで、支援策を充実させてまいりたいと存じます。

なお、物価高騰対策については、現在、国が予備費を活用した支援について総理大臣が検討を指示している旨の報道がありますので、産業振興並びに生活者支援については、その方針が決定した段階で、財源措置の規模や国の支援方針等を踏まえ、迅速に検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 国の方針を踏まえて今後の生活支援などを検討していくという、経済支援などを検討していくということでもありますけれども、今、本当に住民の方々からなんでも上がって本当に大変だという声は町長も直接お聞きしていることとは思いますが、とりわけ電気料の値上げは本当に切実です。さらにまた4月から上がるという報道もありますので、本当にどうなるんだろうというのが今みんな不安に思っていると思います。

それで、石川県の小松市というところでは電気代の値上がり分の補助をすると。これは一般家庭にではなくて中小企業とか事業者に対して行うということでもありますけれども、こういう支援をぜひ一般家庭に対しても行っていただきたいものだ。なかなかこういう直接支援というのは厳しいことかと思えますけれども、今本当に切実なのは、こうした電気代などの直接支援ではないかと思えます。その点について町長に伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

石川県の某市の事例と同様に、美郷町でも事業者に対して燃油高騰に伴う支援あるいは電気代高騰に伴う支援を既に実施しております。そして、その上で一般家庭にもというお話ですが、先ほど申しましたとおり、総理大臣が現在の物価高騰に対する対策を検討を指示しておりますので、その内容並びに国の財源がどういう規模であるのかを踏まえて検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問、ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 新型コロナ対策についてお伺いいたします。

国は、新型コロナウイルス感染症を5類に引き下げる方針を決定し、感染対策や検査、治療へ

の公的支援を後退させようとしています。今月10日、新型コロナの政府対策本部は、実施日の5月8日から現在は無料としている検査や外来・入院時の費用に患者負担を求め、コロナ患者に対応する医療機関への財政支援は大半を縮小すると決めました。

しかし、5類に変更してもコロナの性質は変わるわけではなく、医療費の自己負担増や検査・医療支援等の縮小は、受診抑制が起これ、新たな感染爆発や医療崩壊、保健所逼迫などにつながるものが危惧されるものです。コロナの被害が減っていけば対策が縮小されることはあり得ますが、今のタイミングでいいのか、科学的知見に基づいた慎重な議論が必要ではないでしょうか。

公的責任の縮小ではなく、医療体制の拡充・強化が必要だと思いますが、町長はこのたびの国の5類への見直しをどのように受け止めているのか、見解をお伺いいたします。

住民の命と暮らしを守る立場から、負担増や検査・医療支援等の縮小廃止ではなく、継続・強化をするよう、町として国や県に求めていくべきではないでしょうか。また、町独自の対応も必要ではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国は、1月20日、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけを季節性インフルエンザと同等の5類に見直す方針を決定し、移行に向けた検討を開始しました。その後、専門家の議論を踏まえ、1月27日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、5月8日より感染法上の5類感染症に位置づけることを決定し、これまで講じてきた各種の政策、措置について見直しを行うとしております。

この見直し方針を受け、全国町村会では、今後の具体的な政策等の検討に当たって、町村や医療機関等の現場における混乱や住民の不安を招くことがないように、激変緩和に対する措置や十分な準備期間及び周知期間の確保等を講じることが重要であるとし、新型コロナウイルスワクチン接種、医療提供体制及び今後の感染対策等について、2月2日、新型コロナウイルス感染症の位置づけに関する緊急要望を関係府省に提出しており、町としては、全国町村会と同じ認識、見解に立っております。

また、全国知事会でも、医療費等の公費負担、入院・外来や宿泊療養等の保健・医療体制、基本的な感染対策など十分に準備期間を設けた上で、財政措置を含めて激変緩和するための適切な経過措置を講じながら段階的に移行していく必要があること、国においては、国民や保健・医療の現場に混乱を生じさせず、国民の生命及び健康を守りながら円滑に移行させるため、現場の声

を十分に踏まえた上での早期に具体的な方針を示すとともに、万全の対策を講じるものとし、2月13日には国と全国知事会で意見交換が行われております。

こうしたことを踏まえた結果と存じますが、国ではその後、3月10日、先ほど議員もご紹介ありましたが、感染法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について決定し、医療提供体制については、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に向けて必要となる感染対策や準備を講じつつ、国民の安心を確保しながら段階的に移行することとしており、入院・外来の医療費については、急激な負担増が生じないように、自己負担分に係る一定の公費支援について期限を区切って継続することとしております。

このたびの見直しは、感染法上の位置づけの変更により他の疾病との公平性を考慮したものであり、急激な自己負担増を避ける措置も講じられることから、町が検査・医療支援等の継続・強化について改めて国や県へ求めることや、町独自の対応を検討することは現状はいたしませんので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 一定の入院などの場合に支援もあるということですが、報道では9月末までという期限つきであります。その後のことは全く国が責任を放棄するのではないのかなというふうに私は思ったわけですが、5類に引き下げた後、全て自己責任というような、今の政府の方針を見ているとそのように感じるんですけれども、これではあまりに住民負担が大き過ぎるのではないかと、この点は町長はどのように思っているのかということ伺います。

それから、これまで感染症は国、県の対応ということでしたけれども、これがもうインフルエンザ並みにということになると、やっぱり自治体の責任といいますか、住民の命と暮らしを守るという立場から地方自治体の役割というのがすごく逆に大きくなっていくのではないかと思いますけれども、そういう点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

国の方針については、現在の状況が今後も推移した場合という前提つきであるというふうに私は認識しております。総理大臣も国会においてそうした旨を理解できるような答弁をしていることを聞いたことがありますので、議員がおっしゃった9月末までというのは現在の状況が推移し

た場合ということであると思いますので、今後、どういう状況変化、あるいはどういう状況推移によるかによって、国の対応は変わってくるものではないかというふうに認識しています。

町としては、そうした国全体の流れを踏まえつつ、町としての今後の検討をとということでありますので、現段階で明確な言及はできないことにご理解をお願いいたします。

また、地方自治体の役割については、先ほど答弁でも述べましたが、ほかの疾病との公平性という部分を踏まえた国の見直しであるとするならば、町としてもそれを受け止めた考え方にするべきであるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 他の疾病を踏まえた公平性というところのことですけれども、今町長がおっしゃった。感染症に限らず、まず病気は早期発見・早期治療、そして早く治療をして医療費を抑えていくということだと思いますけれども、コロナでもこれが重症化していくとますます逆に医療費の負担がかかっているのではないかと、そういうことをまず一つ思うんですけれども、こういうことからすると、コロナは決して、何というか、インフルエンザと同等に下げられても安心できない。治療薬が大きくインフルエンザのように広まっているわけでもありませんし、高額な薬だということ。そういうことなどを考えると、国のやり方は早急なのではないかと私は、他の疾病を踏まえたというところではちょっと国のやり方は早急過ぎるのではないかと思います。その点をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再々質問にお答えいたします。

ウイルス疾病に対してどのような対処、早期発見ができるのかというのは非常に困難が伴うのではないかと存じますが、私は専門家でありませんので責任ある答弁はできませんが、国のほうにおいて専門家が検討した結果として現在の状況に至っているということを、私は自治体としては受け止めるべきではないかというふうに認識しております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 一般質問途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時59分）

（午前11時08分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 国保税の引下げについて質問いたします。

コロナ禍の影響に加え、物価高騰が国保加入世帯の家計を直撃しています。高過ぎる国保税は住民の命と暮らしを脅かす問題であり、深刻な物価高騰がさらに追い打ちをかけています。こういふときだからこそ、住民の命と暮らしを守る立場に立ち、あらゆる財政措置で国保税を引き下げるべきではないでしょうか。

以前の質問に対し町長は、国民健康保険の構造的な課題は認識しているとしつつも、一般会計からの繰入れについては、県国民健康保険運営方針に決算補填を目的とした一般会計からの法定外繰入れの解消及び削減を推進すると明記されているので、町単独の繰入れは適切ではないと述べられました。

しかし、国保の都道府県化実施後も、地方自治体の原則に基づき自治体の判断で一般会計から国保会計への公費繰入れができることは、医療保険改革法の国会審議に際し、厚労省も「一般会計からの繰入れをどうするかということについては、それぞれの自治体でご判断をいただく。これを制度によって禁止するというふうなことは考えていない」と答えています。決してできないわけではありません。

住民の暮らしが厳しさを増しています。新年度、ぜひ国保税の引下げを実施するよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

あわせて、子供の均等割の減免について、これまでも求めてきましたが、子育て支援充実の立場からも、ぜひとも18歳まで拡大し、国保加入者の負担軽減を図るべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国民健康保険は平成30年度に制度改正が行われ、財政運営の責任主体が市町村から県に変更になり、市町村が医療機関に支払う医療費は、県から市町村に普通交付金として交付されます。その普通交付金の財源は市町村が県に納める国民健康保険事業費納付金で、その納付金を県に納めるため、市町村は毎年5月に、被保険者数や前年所得などを基に国民健康保険税率を試算し、その年度に必要な額を確保できるように賦課しております。現在の税率は、平成28年度に引下げを行い、令和元年度の資産割廃止以降、現在まで税率の変更不要の状況で推移してきております。

町の国民健康保険特別会計については、コロナ禍による経済情勢の悪化や農業者の所得減少、医療費増高などで、繰越額は毎年度減少傾向にあります。そのため、保険税率については、今後の動向を見極めつつ、国民健康保険財政の安定的運営の観点から試算を行い、慎重に判断してまいりたいというのが町の姿勢です。

次に、国民健康保険税の均等割については、加入者に均等に課税されるもので、家族が増えると保険税の負担も増える仕組みとなっております。その中で、低所得者に対する均等割及び平等割の軽減として7割、5割、2割を軽減する措置があり、さらに、令和4年4月からは国の制度として、小学校入学前の未就学児に対する均等割を世帯の所得に応じて最大8.5割まで軽減する措置が講じられております。

ご質問の子供の国民健康保険税均等割の減免についてですが、国民健康保険に加入している18歳までの子供を対象に均等割を軽減することは、現在制度化されておりませんし、県内でも実施している市町村はありません。仮に、現行制度で市町村が独自に議員ご提案の子供に対する均等割軽減を実施した場合、軽減相当額はほかの加入者の負担となり、子供のいない世帯は増額となってしまう可能性があります。

子供の均等割軽減は、本来、国の制度設計と財政負担の下、国の施策として統一的に実施されるべきものと考えており、これまで県町村会を通じ、子供に係る均等割保険税について、国の負担割合を引き上げること、そして対象範囲を拡大することを要望してきておりますが、引き続き県町村会を通じ国に働きかけてまいりたいと存じます。

なお、町としては、福祉医療制度による子供の医療費助成により子育て世帯に向けた支援を実施しており、今後もそうした制度は適切に展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） これまでと同じご答弁ですけれども、率直に1つ伺います。子供の均等割についてですけれども、収入のない子供にまで税がかけられるという、こういう制度については本当にむごいことだと思うんですけれども、いろいろな軽減措置があるとおっしゃるかもしれませんが、その点について町長はどのように思っているのかお伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも触れましたが、国民健康保険制度自体が国の制度でありまして、議員再質問

の子供の均等割、収入がない子供に対して賦課するということについてはいかがかという話がありますが、国の制度である以上、致し方ないのではないかというふうに認識しております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再々質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 国の制度でということでありますけれども、国の制度が本当に大変住民負担になっている。そういう国のよくない部分をやっぱり地方自治体が補って住民の暮らしを守っていく立場に立つ、そういうことが今本当にまたこういう経済情勢の下では求められているし、大事なことで、ぜひ美郷町はそういう立場で県内で初めてこういう制度を実施していただきたいものだと思っておりますけれども、重ねて町長のご答弁をお願いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再々質問にお答えいたします。

国民健康保険制度に対する私の認識は基本的に制度設計並びに財政負担も国の施策として統一的に実施されるべきものということについては、初回答弁で申し上げました。でありますので、国全体として考え方あるいは仕組みを検討してもらうように、先ほどの答弁でも申しましたが、県町村会を通じ国に働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇高山茂雄君

○議長（森元淑雄君） 次に、5番、高山茂雄君の一般質問を許可いたします。高山茂雄君、登壇願います。

（5番 高山茂雄君 登壇）

○5番（高山茂雄君） 私は、教育行政に取り組む教育長としての福田さんを大いにリスペクトしてまいりました。思いがけず退任されるということで、大変残念であります。したがって、今回は最後の質問の機会ということでありますので、通告に従い質問をいたします。

人が生きていく上で、基本的な金融知識はある程度必要なものであらうと思います。私たちが生きてきた時代背景とは比べるべくもないほどグローバル化し、進展しております。また、デジタル化においてもこれからますますスピードアップするような気がいたします。

金融というのは常に経済的な変化の先頭を走る忙しいものではあります、私が伺いたいのは、

「最も身近な金融」についての知識を、小学校高学年から中学校においてもなされるべきではないかということがあります。

よく言うところの貯金、利子、借金というような基本からいわゆる金融商品まで、その特徴やリスクなどを学ぶことも必要かと思えます。そのようなことを学ぶことによりまして、最近非常に多くなっている特殊詐欺と言われる犯罪に対しても対抗する知識が身につくかと思えます。

今定例会の施政方針において、町長は、ウクライナ侵攻及び為替変動などの影響に伴う物価高騰など、厳しい環境となっていると発言しております。この中で、為替の変動というものがどれほど世の中に影響するのかを、為替というものを生徒たちが理解したら、もしかすると世界を見る目というものも変わってくるような気がいたします。

先生方には負担をかけますが、民間や国の機関等の力も借りて金融・経済の知識を身につけ社会に出ていくことは、本人のためにもなることと思えます。

金融・経済教育についての現状をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

小中学校における金融教育につきましては、新学習指導要領において、小学校では5年生の家庭科の中で、中学校では3年生の社会科の公民分野と家庭科の中で学習する内容とされています。

小学校5年生の家庭科においては、買物の仕組みと消費者の役割や、物や金銭の大切さと計画的な使い方などについて、年間6時間ほどの授業で学習しているところです。

中学校3年生の社会科の公民分野では、「市場経済と価格の決まり方」や「価格の働き」「紙幣の役割と金融」「生活と金融機関」「景気と金融政策」「グローバル経済と金融」について、年間4時間ほどの授業で学習しております。例えば、「銀行の仕組みと働き」の項目においては、預金や利子、為替について学び、「円高・円安の影響について考えよう」というところでは、具体的な数値でシミュレーションをして円高・円安の影響について学ぶようになっております。

また、同じく中学校3年生の家庭科では、「消費者としての自覚」や「購入方法と支払方法」「バランスよく計画的な金銭の管理」について、年間3時間ほどの授業で学習しているところです。その中の「未成年者の契約」のところでは、契約を取り消すことができる場合などについても学んでおります。

金融教育においては、お金や金融の様々な働きを理解することによって、生活における経済面

での行動判断を適切に行えるようにし、各種被害に遭わないようにする力の育成を目指してきております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、高山茂雄君の一般質問を終わります。

◇深 沢 義 一 君

○議長（森元淑雄君） 次に、11番、深沢義一君の一般質問を許可いたします。深沢義一君、登壇願います。

（11番 深沢義一君 登壇）

○11番（深沢義一君） 通告に従いまして一般質問をいたします。

質問事項は、ヤングケアラーの把握と対応についてであります。

質問の要旨は通告書に記載したとおりであります。それに加えて、参考としたホームページからの資料、データなども交えながら質問をさせていただきます。

まずはヤングケアラーという言葉についてであります。家族の介護や身の回りの世話などを担う人をケアラーといい、特に18歳未満のケアラーのことをヤングケアラーというのとあります。主体的には高校生以下の学業に就いている者ということになるかと思いますが、病気や障害のある家族、親族の介護、あるいは幼い兄弟の面倒など、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことを表す言葉であります。ただ、そのケアを具体的にどの程度を表すのかは明記されたものはなく、法律上の定義もないようであります。

厚生労働省と文部科学省が令和2年と3年に行った調査では、世話をしている家族がいるという生徒が、小学校6年生で15人に1人ほどの6.5%、中学校2年生で17人に1人ほどの5.7%、高校2年生でも4.1%であったとのことで、その状況については、幼い兄弟の面倒を見ているという状況が一番多く、次に父母、祖父母に代わっての家事や介護といったことのようにあります。

しかしながら、そうした状況については子供自身の自覚が乏しく、周囲が気づきにくいという状況にあるとも言われており、一見して家の手伝いをよくしている、しっかりしていると捉えられがちな子供がヤングケアラーという状況にあったという報告も多いようであります。厚生労働省も、ヤングケアラーであることが必ずしも悪いことだと否定しているわけではないというコメントも出しておりました。

家事を手伝ったり兄弟の面倒を見ることは決して悪いことではなく、問題は、本来の子供がで

きる範囲を超えて心身に大きな負担がかかっているということが問題点であり、その要点は、学業に影響する状況にないか、交友関係が希薄になっていないか、睡眠不足や生活リズムが崩れるなど健康面が損なわれていないか、就学機会の制限につながっていないかなどが挙げられるようであります。昨日の国会参議院予算委員会でもこのことが取り上げられておりました。こども家庭庁の取組についてや、子供を介護力としないといった介護保険制度の活用にまで及ぶ質問もありました。

国の動向も関心あるところでありますが、まずは、地域の宝である子供たちをしっかりと見守っていく責務のある行政として、本町のヤングケアラーの把握と対応について、現状と今後に対する教育現場や町としての取組について、教育長、そして町長に伺います。

○議長（森元淑雄君） この質問への答弁は、教育長、町長の順に2名に求めます。答弁を求めます。

はじめに、教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町内の小中学校でのこれまでの聞き取りにおきましては、ヤングケアラーに該当する児童生徒はおりませんでした。また、今年3月現在、そのような可能性がうかがえる児童生徒について改めて調査しましたが、報告はありませんでした。

ただし、潜在的に問題を抱えている児童生徒がいなくても限りませんので、今後も早期の発見と支援につながるよう注意深い取組が必要であると考えております。

町教育委員会といたしましては、ヤングケアラーも含めて、児童生徒の心の悩みや不登校、虐待など、気になる子供や家庭の情報を把握した場合に、福祉関係機関と迅速に連携して、適切な支援がなされるよう努めていきたいと認識しているところであります。

○議長（森元淑雄君） 続いて、答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ヤングケアラーについては法令上の定義がないことは議員ご紹介のとおりで、国では、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供と捉えているようです。本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行うことになりますと、これも議員がご紹介のとおり、子供が専念すべき学業や部活動または友人関係などで影響が出てしまう懸念があるとされております。

その実態把握についてですが、県においては令和3年度、地域包括支援センターや介護保険施設などの福祉関連機関や行政機関、学校などの公共機関などを対象に、ケアラーに関する実態調査が実施され、18歳未満のヤングケアラーが県全体で54人いる調査結果が出ているところです。

また、町では、第3期美郷町地域福祉計画及び第4期地域福祉活動計画の策定に当たり、令和3年度において現在ではありませんが、18歳以上の無作為抽出した1,000人の町民を対象にアンケート調査を実施し、その中で、その段階で、ヤングケアラーを把握するために、ご近所などに家族などのお世話をしている18歳未満の子供がいるかどうか調査しております。結果は、回答数498件のうち2件から「いる」旨の回答があり、その段階においてゼロではないということを確認しておりました。

これを受けて町では、各認定こども園、小中学校、保健師、教育委員会、民生児童委員、福祉保健課児童福祉担当で構成している要保護児童対策地域協議会の個別ケース連絡会において、ヤングケアラーについての情報提供と実態把握に努めてもらうよう連携確認を図っているところです。

今後も引き続き、地域の実態把握を図りつつ、相談窓口の周知や適切な対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、深沢義一君の一般質問を終わります。

◇鈴木正洋君

○議長（森元淑雄君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） 通告に従いまして一般質問をいたします。

質問項目は2つあります。

1つ目です。「薬樹の森健康公園」に「藤井玄淵」像を建立しては。

「生薬の里」ならではの地域資源を生かした観光の振興を図るため、龍角散の創始者である藤井玄淵の像を薬樹の森健康公園に建立してはどうでしょうか。

中国では、龍角散が神薬、神の薬として崇められ、日本に旅行したときの爆買い対象商品となっています。海外でも高い知名度を持つ龍角散の名前を美郷町の観光にぜひ活用すべきだと考え

ます。藤井玄淵の銅像もしくは石像があれば、「龍角散のふるさと・美郷町」とアピールできます。

美郷町ゆかりの著名人としては、坂本東嶽、佐藤 章、畠山久左衛門などが挙げられます。藤井玄淵も人名辞典に載っているほどの偉人であり、知名度においては3氏と肩を並べる存在ですが、残念ながら地元には銅像も神社もなく、その姿を目にすることはありません。町外には龍角散発祥の地は大曲と思っている人もいます。玄淵が六郷東根で暮らしていたことを知ってもらうためにも、美郷町に玄淵の像が必要です。

菓樹の森健康公園に玄淵の像があれば、ヘルスツーリズムの目的地になり得ます。「玄淵の像をなでれば健康になる」といったよいストーリーを発信し、巣鴨のとげぬき地蔵尊のように人々を呼び寄せられるスポットになると考えます。

「“美郷らしさ”を誇り、語りたくなるまち」をまちづくりの将来像に掲げている美郷町です。令和5年度事業の中にある菓樹の森健康公園のネーミングライツ・パートナー募集と併せて、藤井玄淵の像を建立することはできないのでしょうか。

続きまして、もう一つ、銅像の盗難対策としての移転検討。

銅の素材価格高騰により、銅像が盗難に遭う被害が各地で起きています。人の目に触れにくく、参拝者の少ない銅像については、移転も考えるべきではないでしょうか。

龍角散の場合、まずは坂本東嶽の銅像が思い浮かびます。現在ある一丈木公園から、千畑小学校などがある千屋中心部への移転を検討してはどうでしょうか。

以上、松田町長にお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

龍角散のルーツが美郷町にあることについては、大変に誇らしいことであると思っております。とはいうものの、ヘルスツーリズムに活用する、あるいは観光に活用するために、藤井玄淵氏の銅像を町が建立することが株式会社龍角散との連携協定の目的にかなうか否かを考えれば、それは難しいのではないかと認識いたします。また、連携企業に関係する個人の顕彰に当たる銅像建立、まして江戸時代の方の顕彰に関する銅像建立は、その目的整理が十分にできるか大変に議論があるところで、町としては建立を考えておりません。

なお、龍角散のルーツが美郷町にあることについては、引き続き機会を捉えPRに努めてまいりたいと存じます。

次に、銅像の盗難対策としての移転検討ですが、ご質問の坂本東嶽氏の銅像については、同氏の志と精神を後世に伝えることを目的に昭和56年に設立された東嶽会、現在の千畑東嶽会の所有とのことで、同会が維持管理をはじめとして顕彰活動などをされております。そのため、町が移転に関して言及する立場にありませんので、答弁はできません。ご理解をお願いいたします。

また、盗難対策として移転が効果的かについても議論があるところで、町としては今後も、町防犯指導隊や町防犯協会など関係機関と連携を図りながら、地域防犯活動の啓蒙普及に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） 町内にある銅像等についてですけれども、管理の目が行き届いていないところがないようにしていただきたいなと思うところです。

いろいろ今回銅像についてちょっと研究、調べてまいりましたけれども、群馬県中之条町ですか、地域に若山牧水の銅像があったそうです。それが盗難に遭いまして、その後、銅像ではなく石像で再建されたというふうなことがあります。地域の大事な偉人である坂本東嶽の像が黙っていたら盗まれてしまいましたということがあってはいけないのではないかなと思いますので、町内各所、公共施設等にある銅像については、管理をしっかりとしていきたいものだなというふうに思います。

坂本東嶽の銅像は昔はもっと目につく場所にあったということでした。町民の方も、昔のように目につく場所に移してほしいなという声があることも事実です。昔とは環境が違って、見えにくい場所、人が寄りつかないような場所になってしまった銅像もあるのではないかなと思います。公共施設にある銅像を全て私チェックしたわけではないですけれども、人の目が行き届かない、管理の手が手薄になっているようなものであれば外してしまって、例えば歴史民俗資料館などに収蔵してしまってもいいのではないかなと。管理をしっかりともらえないものかなということですが、私の考えとしては。町長はその点についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

所有権の問題が一番大きいのではないかというふうに思います。下地、敷地が美郷町の公有地の場合は、公有地を適正に管理することで全体の適正管理に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

3月16日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時39分）